

1 軽度者に係る福祉用具貸与（例外給付）の確認申請について

（１）過去の事例ですが、サービス担当者会議等において、ご利用者様又はその家族、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）及び福祉用具貸与事業所（その他、サービス提供事業所）等と交え、市（保険者）に対し「軽度者に係る福祉用具貸与（例外給付）に係る確認申請」を行う旨の結論に至ったにもかかわらず、その後に申請書の提出がなされず、福祉用具の貸与のみが開始されたため、確認がない期間について遡って福祉用具貸与事業所に給付費の返戻をいただいた事例がありました。

また、更新認定、区分変更又は支援事業所等の変更により所定の手続が行われていないため、同様に返戻していただいた事例もあります。

他のサービスと同様、ケアプランに位置づけ、提供した福祉用具貸与に関し、適正な手続が行われなかったことにより生じた返還（返戻） 過誤調整等については、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）と福祉用具貸与事業所の間で解決すべき問題であり、十分協議した上で適切な対応を行ってください。

なお、確認申請の提出が必要な事例（新規認定、更新認定、区分変更申請時）については、市へ確実に関係書類を提出していただくとともに、市の確認があった際には確認書の写しを福祉用具貸与事業所へも送付するなど、適切な対応をお願いします。

また、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）間の変更に伴う事業所間の引継時など、前事業所と新事業所において、軽度者の福祉用具貸与（例外給付）に該当する利用がある場合については、確認申請の提出の有無を確認し、書類（写し）の提供を受けるなど確実な引継ぎを実行してください。

2 自己作成扱いプラン提出について

(1) 自己作成扱いのプラン作成・提出をされる際はサービス事業所（特に福祉用具貸与）等にサービスコードの確認をしてください。サービスコードエラーでの請求誤りが多くなっていますのでよろしくお願いいたします。

3 住宅改修について

(1) 住宅改修承諾書については地図の添付は不要とします。（ホームページ中の書式についても訂正済み）

(2) 住宅改修確認書、取下げ書についてもホームページからダウンロードできるようになっておりますのでよろしくお願いいたします。

4 高額介護サービス費の支給について

(1) 高額介護サービス費の申請について、ご本人より依頼を受けて代わりに申請書を提出されることがあるかと思えます。口座の誤りにより振込が出来ないケースが多くなっておりますので出来る限り申請の際にはご本人様の通帳のコピーをつけて提出していただきますようお願いいたします。

5 福祉用具貸与及び福祉用具販売（介護予防福祉用具貸与及び介護予防福祉用具販売についても同様）

（１）福祉用具サービス計画の作成に係る規定を新設する。

- ・福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならないこと。

- ・福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

- ・福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

- ・福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。

- ・福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。

- ・福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業者は平成 25 年 3 月 31 日までの間に当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとする。

（２）保険給付の対象となる福祉用具・住宅改修の追加 平成 24 年度介護報酬改定において、次の福祉用具及び住宅改修について、平成 24 年 4 月 1 日から、新たに保険給付の対象とする。

（平成 24 年 2 月 23 日全国課長会議抜粋）

ア福祉用具貸与(介助用ベルト、自動排泄処理装置ともに例外給付対象品目とする)

追加となる用具	概要	備考
介助用ベルト	「特殊寝台付属品」の対象の拡充	入浴介助用以外のもの
自動排泄処理装置	福祉用具の貸与に追加	次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・尿又は便が自動的に吸引されるもの ・尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ・要介護者又はその介護を行うものが容易に使用できるもの

イ特定福祉用具販売

追加となる用具	概要	備考
便座の底上げ部材	「腰掛便座」の対象の拡充	
自動排泄処理装置の交換可能部品	「特殊尿器」の改正	次の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・レシーバー・チューブ・タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ・要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの

ウ住宅改修

追加となる改修	概要	備考
通路等の傾斜の解消	「段差の解消」の対象の拡充	
扉の撤去	「扉の取り替え」の対象の拡充	
転落防止柵の設置	「段差の解消に付帯して必要となる工事」の対象の拡充	・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置